空家等情報受付簿

受付番号	整理番号	受 付 年月日	空家等 住 所	空家等 地 番	空家等 の状態	情報提供者 氏名・住所	所 有 者 等 氏名・住所	備考

空家等管理台帳

受付番号			整理都	番号			受付日	年	月	日
住 所										
地	番									
所有者	I. Lih	氏	名				電話番号			
	土地	住	所							
	建物	氏	名				電話番号			
	至 100	住	所							
	土地	氏	名				電話番号			
管理者	_L	住	所							
者	建物	氏	名				電話番号			
		住	所							
·		提供者戶	氏名				電話番号			
情	報提供	提供者住所								
		空家等の状況								
		 用 	途	□専用住宅・□共同住宅・□店舗・□店舗兼住宅 □その他()						
		構	造		造・□軽量鉄 の他(滑造・□鉄	骨造・□鉄筋	「コンクリ	ート)	
空家 	等の概要	階	数		屋建て・□2 の他(階建て・□	3階建て)	
		敷地面	積			m²	延床面積			m²
		空家等の	始期			年	月頃			
ſ	带 考									

	実施年月日/結果	空家等の状態	担当
	年 月 日()		
	□対象外 □適正 □不全		
	□倒壊 □衛生 □景観 □生活		
	年 月 日()		
	□対象外 □適正 □不全		
	□倒壊 □衛生 □景観 □生活		
	年 月 日()		
	□対象外 □適正 □不全		
実態調査	□倒壊 □衛生 □景観 □生活		
	年 月 日()		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	□対象外 □適正 □不全		
	□倒壊 □衛生 □景観 □生活		
	年 月 日()		
	□対象外 □適正 □不全		
	□倒壊 □衛生 □景観 □生活		
	年 月 日()		
	□対象外 □適正 □不全		
	□倒壊 □衛生 □景観 □生活		

	記録票						
年 月 日 (対応者氏名)	時刻	記録(経過内容等)					

様

鴻巣市長

空家等立入調査通知書

あなたが所有(管理)する空家等は、管理不全な状態にあるので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第9条第3項の規定により、次のとおり立入調査を実施するので通知します。

- 1 対象となる空家等所在地 鴻巣市用途所有者の住所及び氏名
- 2 立入調査の実施予定日時

年 月 日()午前・午後 時から

- 3 立入調査に至った事由
- 4 立入調査の責任者

・この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

(表面)

立入調査員証第

号

写真

所 職 名 氏 名 生年月日

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項 の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日 発行(年 月 日まで有効)

鴻巣市長 即

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) (抜粋) (立入調査等)

第9条 (略)

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様

鴻巣市長即

助言•指導書

あなたが所有(管理)する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。 以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

ついては、次のとおり周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 14条第1項の規定に基づき助言・指導します。

- 1 対象となる特定空家等 所在地 鴻巣市 用途 所有者の住所及び氏名
- 2 助言・指導に係る措置の内容
- 3 助言・指導に至った事由
- 4 助言・指導の責任者
- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、 住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、法第14条第2項の規 定に基づく勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第6号(第7条関係) 第 号

年 月 日

様

鴻巣市長

印

勧告書

あなたが所有(管理)する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 12 7号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。ついては、次のとおり速やかに周辺環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 14 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

- 1 対象となる特定空家等 所在地 鴻巣市 用途 所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日
- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者に報告すること。
- ・上記 5 の期限までに正当な理由がなく上記 2 に示す措置を取らなかった場合は、法第 1 4 条第 3 項 の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

 第
 号

 年
 月

 日

様

鴻巣市長印

命令書

あなたが所有(管理)する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年月日付け第号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がありませんでした。

ついては、次のとおり措置をとることを命令します。

1 対象となる特定空家等

所在地 鴻巣市

用途

所有者の住所及び氏名

- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日
- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- ・この命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。 ・上記5の期限まで上記2の措置履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みが ないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 教示
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鴻巣市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鴻巣市を被告として(訴訟において鴻巣市を代表する者は鴻巣市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

鴻巣市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有(管理)する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められ るため、 年 月 日付け第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても 当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知いたします。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出する ことができるとともに、同条第5項の規定に基づき、この通知の交付を受けた日から5日以内に市長に対し、 意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

- 1 対象となる特定空家等 所在地 用途 所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日
- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。

(宛先) 鴻巣市長

提出者 住所 氏名 電話番号

命令に係る事前通知に関する意見書

私が所有又は管理をしている空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第4項の規定により、次のとおり意見を述べます。

1	空家等の所在地 ネ 空家等の用途	鳥巣市		
2	命じようとする措置に	こついての意見		
0			herr / the North	
3	証拠書類の提出	有	部(書類名)
		無		

- ・所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載し添付すること。
- ・証拠書類等を提出するときは、添付すること。

(宛先) 鴻巣市長

提出者 住所 氏名 電話番号

意見聴取請求書

年 月 日付け第 号により命令に係る事前の通知があった空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

様

鴻巣市長即

意見聴取実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第7項の規定に基づき、 年 月 日付けで請求のあった意見の聴取について、次のとおり実施しますので通知します。

- 1 対象となる特定空家等 所在地 鴻巣市 用途 所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 意見の聴取の期日
- 4 意見の聴取の場所
- 5 その他

様

鴻巣市長 印

戒告書

あなたに対し 年 月 日付け第 号によりあなたの所有(管理)する特定空家等について処置をとるよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、次の特定空家等に関する措置を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

特定空家等

- 1 所在地
- 2 用途
- 3 構造
- 4 規模
 建築面積
 約 m²

 延べ床面積
 約 m²
- 5 所有者の住所及び氏名

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鴻巣市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鴻巣市を被告として(訴訟において鴻巣市を代表する者は鴻巣市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

号 第 月

H

年

様

鴻巣市長

印

代執行令書

年 号によりあなたが所有(管理)する空家等を 月 日付け第 月 日までに措置をとるよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策 の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、次のとおり代執 行を行いますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「法」という。)第3条第2項の規定に より通知いたします。

また、代執行に要するすべての費用は、法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行 によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えします。

除却・修繕・立木竹の伐採・その他()する物件 所在地 鴻巣市

住宅(付属する門、塀を含む。)約 m²

2 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

執行責任者

鴻巣市

代執行に要する費用

Н

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鴻巣市長に対し て審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鴻 巣市を被告として(訴訟において鴻巣市を代表する者は鴻巣市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することがで きます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知っ た日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌 日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。な お、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日 の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場 合があります。

(表面)

第 号

執行責任者証

部 課長

上記の者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

鴻巣市長 即

1 代執行をなすべき事項

代執行令 (年月日付け第号)記載の鴻巣市の建物の除却・修繕・立木竹の伐採・その他 ()

2 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日までの間

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) (抜粋) (特定空家等に対する措置)

第14条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10~15 (略)

行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋)

(証票の携帯)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

標識

次の空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第 127号)第14条第3項の規定に基づき措置をとることを 年 月 日付け第 号により命じられています。

- 1 対象となる特定空家等所在地 鴻巣市用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

年 月 日まで